

滋賀県建築工事設計業務等積算基準等の改定概要について

1. 改定の背景

国土交通省は令和6年1月9日付けで建築士法第25条に基づく「建築士事務所の開設者とその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（令和6年国土交通省告示第8号）を発出され、同日付けでこの内容や国が実施した実態調査の結果を踏まえて「官庁施設の設計業務等積算基準、官庁施設の設計業務等積算要領」（以下、「国積算基準等」という。）を改定されました。

これを受け、本課が定める「滋賀県建築工事設計業務等積算基準」「滋賀県建築工事設計業務等積算要領」を改定します。

2. 主な改正概要

『滋賀県建築工事設計業務等積算基準』

- ・官庁施設の設計業務等積算基準の改正内容を反映する。
- ・適用告示を[令和6年国土交通省告示第8号](#)および[平成27年国土交通省告示第670号](#)に見直しする。

『滋賀県建築工事設計業務等積算要領』

≪新築工事の設計業務≫

- ・一般業務に係る業務人・時間数の算定式について、従来の $A = a \times S^b$ の他に、床面積の区分に応じて $A = a \times S + b$ ($20,000 \text{ m}^2 \leq S \leq 30,000 \text{ m}^2$ の場合) を追加する。(第2章 2.2(1)、別表 1-1)
- ・難易度係数(告示8号別添3第3項から第5項)による補正について、「総合」「構造」「設備」の業務分野毎に、該当する全ての係数を乗じて算定する。(第2章 2.2(3))
- ・複合建築物の算定方法について、別表 1-3 を新設しこれに掲げる複合化係数を乗じて算定する。(第2章 2.2(4)、別表 1-3)
- ・新築設計業務における積算業務（追加業務）の業務人・時間数の算定式について、業務量の割合の係数を0.2から0.25に見直す。(第2章 2.3(1))
- ・一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数 a、係数 bを見直す。(別表 1-1)
- ・設計業務に関する業務細分率を見直す。(別表 2-2)

≪改修工事の設計業務≫

- ・一般業務に係る業務人・時間数の算定式について、図面1枚毎の換算図面枚数の係数を、建築改修工事分は12.540から13.567に、設備改修工事分は9.357から10.233に見直す。(第2章 3.2(2))
- ・複雑度に係る係数について、別表 2-1 により難しい場合は実情に応じて設定できることとする。(第2章 3.2(3))

- ・改修設計業務における積算業務（追加業務）の業務人・時間数の算定式について、業務量の割合の算定式を次のとおり見直す。（第2章3.3）

見直し前： $0.8872 \times (\text{実施設計に係る業務人・時間数})^{0.796}$

見直し後： $(\text{実施設計に係る業務人・時間数}) \times 0.21$

≪新築工事の工事監理業務≫

- ・一般業務に係る業務人・時間数の算定式について、床面積の区分に応じて従来式の $A = a \times S^b$ の他に $A = a \times S + b$ ($20,000 \text{ m}^2 \leq S \leq 30,000 \text{ m}^2$ の場合)を追加する。（第2章5.2(1)、別表1-1）
- ・難易度係数(告示8号別添3第3項から第5項)による補正について、「総合」「構造」「設備」の業務分野毎に、該当する全ての係数を乗じて算定する。（第2章5.2(2)）
- ・複合建築物の算定方法について、別表1-3掲げる複合化係数を乗じて算定する。（第2章5.2(3)、別表1-3）
- ・新築工事監理業務における完成図の確認(追加業務)の業務人・時間数の算定式について、業務量の割合の算定式を次のとおり見直す。（第2章5.4）

見直し前：(イ) 建築工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

(業務人・時間数) = $0.0393 \times (\text{工事監理業務に係る業務人・時間数})^{0.8718}$

(ロ) 設備工事における完成図の確認に係る業務人・時間数

(業務人・時間数) = (工事監理業務に係る業務人・時間数) $\times 0.008$

見直し後： $(\text{工事監理業務に係る業務人・時間数}) \times 0.02$

- ・一般業務に係る業務人・時間数の算出に係る係数 a、係数 bを見直す。（別表1-1）
- ・工事監理業務に関する業務細分率を見直す。（別表2-3）
- ・工事監理業務に関する標準的な対象外業務細分率を見直す。（別表2-4）

≪耐震診断業務≫

- ・耐震診断業務の積算に係る業務人・時間数の算定は、耐震診断一般業務と耐震診断追加業務による。（第1章2.1(2)）
- ・諸経費率は1.0とする。（第1章2.4）
- ・技術料等経費率は0.2とする。（第1章2.5）
- ・特別経費には耐震診断調査に必要な撤去復旧経費、試験料、その他特別に必要な費用等の合計を含む。（第1章2.6(2)）
- ・耐震診断業務に関する算定方法を新設する。
ただし、耐震診断一般業務に係る業務人・時間数の算定にあたり適用できるのは、床面積の合計が $500 \text{ m}^2 \leq S \leq 7,500 \text{ m}^2$ かつ鉄骨造、鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に限る。（第2章6、別表1-2）

- ・その他表現の整理等の所要の見直しを行う。
- ・令和6年12月1日以降に入札公告するものから適用します。